

(第2主題「韓国と日本の国民参与裁判制度」：報告1)

日本における裁判員制度の 導入の意義と展望

南山大学法学部准教授 岡田悦典

日本では、司法制度改革が急激に進み、すでに韓国でも知られているように、裁判員制度という国民が刑事裁判に参加する制度が、新しく導入されました。2009年にその実施が予定されていて、現在、その準備段階にあります。司法制度改革の3つの柱の一つとして、法律家、法学者だけでなく、多くの一般の国民からこの制度についての関心を集めています。私は、2005年秋からアメリカ・カリフォルニア州にて1年半ほどアメリカの刑事司法や陪審制度について研究してきました。かの地では、韓国の法律家たちと知り合う機会もあり、この日本の新しい動きに関心を示していましたし、またアメリカの法学者や法律家からも日本の動向は注目されているのを実感しました。韓国でも、刑事裁判に国民が参加する形態について議論され、陪審制が導入されたと聞いています。そこで、比較法的素材を提供するという意味で、日本の裁判員制度の導入の意義と展望についてお話させていただくことは、何らかの意味があるかと思えますし、大変に光栄と思っています。

ご存じの通り、刑事裁判の国民参加の形態には、法律問題は裁判官、事実判断は素人が判断する形態として、主に、英米法の諸国で実施されている陪審制度、裁判官と素人で裁判体が構成される形態として、主に、ヨーロッパの大陸法系の諸国や北欧諸国が実践している参審制度があります。陪審制度も、その国々によって若干の違いがありますし、参審制度についても、裁判官と参審員の構成比などで様々な違いがあります。

日本では、かつて陪審制度がありました。いわゆる陪審法が1923年に国会を通過して、1928年から1943年までの間に、481件の陪審裁判が行われました。しかし、この陪審法には、例えば、陪審の答申は裁判官を拘束しないこと、陪審員資格

は一定額以上の税金を納めている 30 歳以上の男性に限られていたこと、有罪判決に対して控訴ができなかったこと、請求して陪審裁判を行い有罪となった場合に被告人は訴訟費用を負担しなければならなかったことなど、様々な問題点がありました。陪審法は 1943 年に停止されました。第二次世界大戦終了後、現行刑事訴訟法が制定される過程で、陪審制度の復活も議論されていました。しかし、陪審法は停止されたまま、現在に至っています。そこで、今でも、裁判所法 3 条 3 項にて「刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない」と規定されています。

しかし日本では、陪審制導入論は議論されてきました。特に、職業裁判官による刑事裁判への運用に対する批判の解決策として、その導入が主張されてきました。日本では、刑事裁判においては、いわゆる捜査機関が作成した調書がたくさん公判に提出され、公判における活発な尋問はあまり行われず、事実認定もこの調書を軸に認定されてきた側面があります。このことは、もともと口頭主義を前提とする刑事裁判の理念とは離れることとなります。もともと、第二次世界大戦前の陪審法には様々な課題もあったのですが、陪審法は日本には根付かなかったという意見も主張されてきました。議論が下手な日本人には陪審制はなじまない、といった国民性を理由とする主張がありました。

しかし、20 世紀末から司法制度改革の必要性が求められ、裁判員制度が導入されました。これには 1990 年代の日本経済の低迷、規制緩和、行政のスリム化、グローバル化への対応など、様々な要因が挙げられます。その流れの中で、司法制度の強化が必要とされ、その一環として、国民の司法参加が求められたのです。2001 年に公表された司法制度改革審議会意見書によると、次のように提案されました。

「国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められている。国民主権に基づく統治構造の一翼を担う司法の分野においても、国民が、自律性と責任感を持ちつつ、広くその運用全般について、多様な形で参加することが期待される。国民が法曹とともに司法の運営に広く関与するようになれば、司法と国民との接地面がたく広くなり、司法に対する国民の理解が進み、司法ないし裁判の過程が国民に分かりやすくなる。その結果、司法の国民的基盤はより強固なものとして確立されることになる」¹⁾

具体的には、2004年に刑事訴訟法が改正され、さらに新しく裁判員法が制定されました。その法制度の骨格は、次の通りです。第一に、裁判員制度では、裁判員6名、裁判官3名の合議体が構成されます。ただし、争いのない事件で、検察官、被告人・弁護人に異議がない場合には、裁判員4名、裁判官1名の合議体が構成される可能性もあります。裁判員裁判には、対象犯罪が設定され、① 具体的には、殺人罪（刑法199条）、強盗殺人・強盗致死傷罪（刑法240条）、強盗強姦・強盗強姦致死罪（刑法241条）などの、法定刑に死刑又は無期の懲役若しくは禁錮刑が定められている事件、② 傷害致死罪（刑法205条）、危険運転致死罪（刑法208条の2）等の故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件で、裁判所法で複数の裁判官で取り扱うものとされている事件といった、重大犯罪に限られています。したがって、対象犯罪に裁判員裁判は限定されるとともに、アメリカの陪審制のように、被告人には裁判員裁判か職業裁判官による裁判かを選択する権利がありません。例年の統計をもとに換算すると、裁判員裁判は年間約3000件と見積もられています。裁判員の役割は、裁判官とともに有罪か無罪かの判断をし、有罪の場合の刑の種類や重さの判断をします。この判断については、裁判官との評議が開催され、裁判官と同等の権限が裁判員各人には与えられています。評議は最終的には多数決で決せられます。ただし、裁判官だけの意見、あるいは裁判員だけの意見では、判決の内容を決めることはできず、さらに少なくとも裁判官、裁判員各1名以上の賛成が、多数派には必要となっています。

このような制度は、一見すると、ヨーロッパ諸国で実践されている参審制に類似した制度です。現実には、専門家である裁判官の経験に対して、新しい素人の感覚を注入するといった裁判員の役割が期待され、裁判官と裁判員との協働作業が期待されています。このような専門家の経験と一般の素人の感覚の両者を採用するというところが、参審制の長所と同じです。しかし例えば、アメリカ人にこの制度を説明すると、裁判官が主導権を握って、結局裁判員はあまり役割を果たさなくなるのではないかと、という質問を受けることがあります。そして、なぜ、陪審制を採用しないのかと質問されるのです。こういった懸念は、日本の中でも確かに指摘されていて、評議のやり方などが議論されたりしています。また当該事件について、裁判官が裁判員公判の前に事件を整理する手続を、裁判員を除いて行う権限を持っています。したがって、裁判官の所有する情報量に比べて、裁判員が持つ情報量は少なくなり、その結果、その情報格差が裁判員の実質的活動を制約するのではないかと、といった意見も出されています。

一方、裁判員制度では、裁判員の選定過程において、陪審制に類似した手続を導入しています。裁判員の有資格者は、20歳以上の日本国民であり、無作為にここから裁判員候補者が抽出されます。そして、実際に裁判員選任手続では、まず、裁判長から被告人や被害者と関係がないかどうか、不公平な裁判をするおそれがないかどうか、辞退希望があるかどうかなど、各々が質問を受けます。そしてさらに検察側、弁護側双方が、4人まで理由を示さずに忌避すべきことを指名することができます。したがって、事件ごとに裁判員は無作為に抽出され、陪審選任手続のように、両当事者から無条件忌避が用意されていて、選ばれた裁判員は当該事件についてのみ参加します。参審制を採用している多くの国々では、参審員の選任については任期制を採用しています。この点で参審制と裁判員制度とは異なります。したがって、裁判員制度は、陪審制の要素と参審制の要素をあわせもった、独特の制度であると評価することができるでしょう。

このような選任手続を採用したのは、広く国民からの参加を促すためというのが最大の理由です。そこに裁判員制度の公正さを担保しようとしたわけです。しかし、ほとんど裁判に参加したことがない、裁判についてあまり知らない一般の国民が裁判所にやってきて、一つの事件についてのみ参加し、そして裁判官と協働していくわけです。長く陪審制の歴史を持つアメリカですら、陪審員の理解能力の不十分さが課題として挙げられています。日本では、裁判員が、さらに裁判官と同じ権限を持って対等に評議することが求められているわけですから、制度構造上、高い能力が一般の国民には期待されていて、成功するためには高いハードルが課せられていることを認識する必要があるでしょう。

日本では、この新しい裁判員制度についてどのように運営していくのか、その具体的方策について試みられています。一つは、従来のような調書に頼るだけではなくて、冒頭陳述や論告・弁論をより活発にわかりやすくプレゼンテーションする手法や、わかりにくい法廷用語を簡明にするための研究などが行われています。このような試みは、裁判員制度の導入の効果として期待されるものです。ただし、日本の国民はまだまだ裁判員制度について十分に理解をしていないのが現状です。2005年2月に行われた内閣府の調査では、51.1%が裁判員制度に関心を持っていると答えています¹⁾、同時に約70%が裁判員として刑事裁判に参加したくはないとも答えています²⁾。私のグループが行った2004年11月の調査でも同様です。例えば、「裁判員として積極的に参加したい」と考えている人は、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせると39%にとどまり、「そうは思わない」、「あるいはあまりそうは

思わない」と答えた人は合わせて42%でした。関心があるが、実際に参加するとすると別であるという意識が依然としてあるようです³⁾。

このような消極的な日本人の姿勢は、むしろこれまで歴史がなかったということからしても、当然の反応なのかもしれません。法律で決まったからといって、それでみんなが是非やります、というような反応を示すのであれば、それはそれで、少々不自然だとも思えます。しかし、そうだとすると、そのままにして今後の方策を検討しないでよいのかということ、そういう問題でもないでしょう。むしろ、どこに課題があるのかを調査することが有益であると思われます。私たちの2004年の調査では、国民が裁判員制度に参加するための課題として何があるか、11項目を挙げて、3つ選ばせるという調査をしたところ、面白い結果が現れました。① 企業など職場の理解を向上させ、休暇・休業制度を普及させること、② 通知が来てもすぐには行けないので、ある程度の期間前に裁判員になる旨の通知をしてもらうこと、③ 裁判の期間を短縮させること、といった項目は、およそ3分の1の人が課題として掲げています。確かに職場環境を整えることは、現在、裁判所がかなり意識的に調整しているところで、緊急の課題と言えるでしょう。しかし、調査によれば、これらは第二グループに属し、課題として掲げている第一グループは、① 学校教育や生涯学習の場において、刑事裁判制度の学習を充実すること、② 裁判員に選ばれた人に対する事前研修の機会を確保すること、でした⁴⁾。これらは、いずれも過半数以上の人が課題として掲げているわけです。こうした傾向は、アメリカ合衆国とは違います。アメリカの先ほど紹介した調査によると、陪審員候補の通知に応じないのは、経済的な理由や公判の待ち時間が長いといった理由が、参加への消極的な理由の中で多いのが現実です。また、アメリカでは、困難性を理由とする陪審員の免除(excuse)の上位3つが、経済的環境を理由とする場合(36%)、不都合(disability)を理由とする場合(29%)、そして育児のケアを理由とする場合(22%)と言われています⁵⁾。これに対し、日本では、経済的な理由よりは、むしろ法律の専門性に対する不安ということが大きな消極的要因になっています。実際に、事実認定を行うのが主な仕事だから、参加すること自体さほど難しくないので、私が一般の人々に説明しても、いやそういうことではない、もっと根本的なところに不安があって、まずはよく制度について知りたいのだとおっしゃる人がいたことは、とても印象深い経験でした。私たちの2004年の調査の中で、法律知識の欠如が不安であると回答している人は、約75%にも上っています⁶⁾。

そこで、2006年1月にさらに追跡電話調査を、300人を対象に東京で行いまし

た。この調査では、① あなたは、裁判員として公正に判断できる方法を十分に知っていると思いますか、② あなたは、法廷のやりとりや証拠を十分に理解できると思いますか、③ あなたは、裁判員の役割や司法制度について簡単に知ることができですか、という3つの質問をはい、いいえで答えてもらいました。その結果、公正に判断するすべを知っているという質問を否定した人が約75%、法廷のやりとりや証拠について十分に理解できると思うかという質問に、いいえと答えた割合は約半数、そして、裁判員の役割は司法制度について簡単に知ることができるかという質問に、いいえと答えた割合も約半数でした。この割合は、全般的に、アメリカでの調査と比較すると低く、司法制度の理解への不安の大きさを示しています。一方、この調査では、裁判員になったら法律家は自分たちを尊重してくれると思うかどうかという質問についても調査しました。裁判官が自分たちの意見を聞いてくれると思うと答えたのは、約半数でしかありませんでした。また、検察官や弁護人が自分たちを尊重してくれると思うと答えた割合は、約40%弱でした。この結果もアメリカの調査と比較するとかなり低いと言えます⁷⁾。

裁判員制度が十分に機能するかどうかについては、様々な課題があります。何カ月も国民を裁判にくぎ付けにすることはできません。ですので、集中的な審理を実現するための方策が検討されています。また、重大事件で長期の裁判が予想される場合には、複数の訴因が起訴されている同一被告人の事件では、公判を分けて、それぞれの訴因について部分的に判決をして、最後にまとめて量刑を言い渡す制度も導入されました。また、中でも、裁判員が如何に実質的に評議に参加できるのが、最大の課題となっています。

しかし、調査結果によれば、多くの回答者が、公正に判断するすべ、そして司法制度や裁判員の役割についての理解に不安を示しています。また、それを学ぶ可能性についても、否定的です。公正な裁判主体を構成するために、国民参加への関心を高めることは重要ですが、さらに、基本的な知識や裁判員の役割を学ぶ機会を提供することは、今後、具体的に重要となっていくでしょう。

また確かに、様々な理由から裁判員制度の意義を理解している国民も多いと思います。しかし、多数はなお、法曹が裁判員を尊重してくれるかどうかについて懐疑的です。これは、日本では、司法制度や法曹がなお国民から遠い存在であることを示唆しているように思います。もともと、裁判員制度の導入は、国民から司法が遠い存在にあったことを解消するために導入されたものです。したがって、その目的を達成するためにも、専門家が裁判員を如何に尊重し、消極的であまり関心のない

裁判員を受け入れることができるのかが、重要な課題と言えるでしょう。これまでの典型的な刑事裁判によれば、大量の文書が裁判所に持ち込まれていました。しかし、そのような姿は、変更を余儀なくされざるを得ないし、またそうでなければ、裁判員を真に尊重していくことに繋がらないでしょう。裁判官や弁護士、検察官は、司法と国民との距離を認識する必要がありますし、法律専門家は、裁判員が司法参加の何に不安を抱いているのか、認識する必要があるでしょう。新しい裁判員制度は、法律専門家の裁判員に対する態度如何にかかっているとも言えるのではないのでしょうか。

注

- 1) 『司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—』（月刊司法改革 22号〔2001年〕所収 81頁）。
- 2) 内閣府大臣官房政策広報室『裁判員制度に関する世論調査』（2005年）参照。
(<http://www8.cao.go.jp/survey/h16/h16-saiban/index.html>)（参照日 2008/07/27）より閲覧可能である。
- 3) 岡田悦典・仲真紀子・藤田政博「裁判員の刑事裁判への参加意識と法に関する認識（1）——予備的アンケート調査から——」南山法学 29巻3号 65頁（2006年）。
- 4) 岡田ほか、同上（3）、南山法学 30巻2号 70頁（2007年）。
- 5) JUDICIAL COUNCIL OF CALIFORNIA, ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE COURTS, FINAL REPORT: TASK FORCE ON JURY SYSTEM IMPROVEMENTS 19 (Judicial Council of California, 2004).
- 6) 岡田ほか・前掲注 3, 54–56頁。
- 7) ROBERT G. BOATRIGHT, IMPROVING CITIZEN RESPONSE TO JURY SUMMONSES: A REPORT WITH RECOMMENDATIONS 133 (American Judicature Society, 1998).